

株 主 各 位

東京都中央区日本橋一丁目17番6号
岡三ホールディングス株式会社
取締役社長 加 藤 哲 夫

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととおよろこび申しあげます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月26日（木曜日）までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区平野三丁目2番12号
岡三木場ビル 4階 会議室

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項**
1. 第70期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2. 第70期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任監査役に退職慰労金贈呈の件

4. その他株主総会に関する決定事項

株主様の代理人によるご出席の場合は、本総会で議決権を有する他の株主様1名を代理人とさせていただきます(株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください)。

以 上

【お知らせ】

本招集ご通知添付書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ(<http://www.okasan-holdings.co.jp/>)において、掲載することによりお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当年度におけるわが国経済は、当初、設備投資の持ち直しや好調な輸出などが景気を押し上げ、緩やかな拡大が続きましたが、夏場以降は、改正建築基準法の影響による住宅着工の大幅減、米国向け輸出の減速、原油など高騰する原材料価格が小売価格に転嫁され始めたことによる消費マインドの悪化などマイナス材料が目立つようになり、踊り場入りの様相を強めました。

外国為替市場は、わが国の超低金利を背景にした円安地合いを引き継いで始まり、ドル円相場は6月22日には一時124円台を記録しました。また、ユーロ円相場でも7月に一時168円台まで円安が進みました。しかし、米国のサブプライムローン問題の深刻化による信用収縮不安からリスク回避姿勢が強まり、年度後半には円は買い戻し優勢となりました。その後も米国の景気後退懸念がさらに強まったこともあり、ドル円相場は3月に入り一気に円高が進み、3月17日には一時、平成7年8月以来となる95円台に突入しました。また、ユーロ円相場も一時151円台まで円高が進みました。

こうしたなか株式市場は、企業業績の先行きに対する期待感から好調なスタートとなり、日経平均株価(終値)は7月9日に18,261円まで上昇しました。しかし、その後は米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱に加え、内外経済の悪化懸念が重しとなり、調整色を強める展開となりました。平成20年に入ると、円高の進行や原材料価格の高騰などを受けて企業業績の先行き不透明感が強まったことも嫌気され、3月17日に2年7ヵ月ぶりの水準となる11,787円まで下落しました。その後も不安定な動きとなり、当年度末の日経平均株価は12,525円で終了しました。年度ベースでは3年ぶりの下落となり、年間下落率は27.5%となりました。

一方、債券市場は、日銀の早期利上げ観測や米長期金利の上昇を嫌気し5月下旬以降急落に転じ、10年国債利回りは6月13日に一時1.985%まで上昇しました。その後8月中旬までは安値圏での推移が続きましたが、米信用リスク懸念の拡がりを受け日米金利が低下傾向に転じました。年明け以降は、株式市況の下落や急激な円高などを背景に日銀の利下げ観測が台頭する場面がありました。この動きを受け、10年国債利回りは3月26日に一時1.215%まで低下しました。

このような状況のもと、当社グループ中核企業の岡三証券株式会社では投資信託の販売を中心に展開し、資産分散ファンドなど新規商品の導入やアジア・オセアニア型ファンドの商品ラインアップ拡充などにより投資信託の預り資産残高の増大に努めました。また、当年度は富裕層向けビジネスの強化を図り、新規商品として「岡三のSMA」を6月に導入いたしましたほか、年度後半におきましては「ゆとりあるセカンドライフセミナー」など、富裕層、シニア層向け各種セミナーを積極的に開催いたしました。

さらに、平成21年1月に実施予定の株券電子化に対応するためタンス株券の取り込みにも注力いたしました。一方、7月下旬より日本株の取引サービスを開始したネット専門証券の岡三オンライン証券株式会社では、モニターアンケートキャンペーン、開業一周年キャンペーンなどを随時開催し、新規口座の獲得に注力いたしました。

以上の結果、当年度における当社グループの営業収益は723億14百万円（前年度比103.2%）、純営業収益は696億38百万円（同102.6%）となり、経常利益は148億48百万円（同104.3%）、当期純利益は56億20百万円（同118.8%）となりました。

【受入手数料】

受入手数料の合計は474億97百万円（前年度比99.2%）となりました。主な内訳は次のとおりです。

① 委託手数料

当年度における東証の1日平均売買高（内国株合計）は、22億62百万株（前年度比109.8%）、売買代金は2兆9,394億円（同106.6%）となりました。しかしながら、米国のサブプライムローン問題を背景とした株式市況の低迷などの影響で個人投資家の売買高が減少したことなどから、株式委託手数料は189億26百万円（同80.1%）となりました。また、債券委託手数料は22百万円（同51.6%）となり、その他の委託手数料を含めた委託手数料の合計は190億35百万円（同80.2%）となりました。

② 引受け・売出し手数料

当年度は、株式発行市場において2件の新規上場主幹事案件を手掛けたほか、既上場会社の公募・売出し案件1件の主幹事を務めました。しかしながら株式市況が下落基調を強めたことから、ファイナンスの件数・金額ともに前年度に比較して大幅に減少した結果、株式引受け・売出し手数料は3億69百万円（前年度比41.9%）となりました。また、社債発行市場においては国内普通社債1銘柄の共同主幹事を務めました。また、債券引受け・売出し手数料は15百万円（同52.2%）となりました。この結果、引受け・売出し手数料の合計は3億85百万円（同42.2%）となりました。

③ 募集・売出しの取扱手数料、その他の受入手数料

募集・売出しの取扱手数料、その他の受入手数料につきましては、投資信託がその大半を占めています。

当年度は、顧客ニーズにあった商品提供を図るために新興国の国債に投資するファンドや資産分散ファンド等の新規商品とアジア関連ファンドを多数導入し、預り資産残高の積上げに注力しました。また、投資環境の変化に合わせてコモディティ等に着目したファンドや投資タイミングを考慮した世界の株式に投資するファンドも導入し、投信のラインアップを充実させました。さらに、「投資わくわく資産いきいき」フェアを実施し、投資信託の拡販に努めました。以上の結果、募集・売出しの取扱手数料は153億19百万円（前年度比118.2%）となりました。

一方、その他の受入手数料につきましては、投資信託の信託報酬の増加により127億56百万円（同123.9%）となりました。なお、個人向けの保険商品といたしまして、5月にアイエヌジー生命保険の「アイエヌジースマートデザイン123」、7月に日本生命保険の「ロングドリーム」、1月に第一生命保険の「ナイスセイリング」を新規に導入いたしました。

【トレーディング損益】

当年度の株券等トレーディング損益は、株式市況の悪化により、国内株式に係るディーリング収益は伸び悩みましたが、海外株式の店頭売買高が増加したため、72億78百万円（前年度比100.6%）となりました。一方、債券等トレーディング損益につきましては、国内債、外国債とも収益が拡大し、126億18百万円（同119.1%）となりました。また、その他のトレーディング損益は59百万円（同45.3%）となりました。以上の結果、トレーディング損益の合計は199億57百万円（同111.1%）となりました。

【金融収支】

金融収益は34億59百万円（前年度比133.4%）、金融費用は26億75百万円（同123.9%）となり、差引金融収支は7億83百万円（同180.5%）となりました。

【その他の営業収益】

金融商品取引業および同付随業務に係るもの以外の営業収益は、14億円（前年度比87.4%）となりました。

【販売費・一般管理費】

取引関係費をはじめとして費用が増加し、販売費・一般管理費は577億9百万円（前年度比106.0%）となりました。

【営業外損益および特別損益】

営業外収益はグループ再編に伴う「負ののれん償却額」を計上したことにより33億76百万円、営業外費用は4億56百万円となりました。また、特別利益は7億78百万円、特別損失は8億70百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当年度中の設備投資につきましては、営業店舗の機能強化を目的とした設備投資、および証券ビジネスにかかるシステム投資を中心に行いました。具体的には、岡三証券株式会社では大手町支店、四日市支店の2店舗を利便性の高い立地へと移転し、リニューアルいたしました。リニューアル後の店舗は、オンライントレードとの融合店舗（大手町支店）、金融情報提供コーナーを充実させた情報発信型店舗（四日市支店）という新しいコンセプトの店舗といたしました。

一方、システム投資につきましては、金融商品取引法施行や株券の電子化など証券決済制度改革、証券取引の多様化に対応するため、基幹系システムの強化を図りました。

(3) 資金調達状況

当年度中の資金調達につきましては、当社では経常的な調達によっており、特記すべき事項はありません。

なお、岡三証券株式会社では、劣後特約付借入金について、一部を約定弁済および最終期日到来により返済したことに伴い、財務基盤強化の一環として新たに48億円を調達いたしましたほか、安定的かつ機動的な財務運営のため、株式会社みずほコーポレート銀行をアレンジャーとしたコミットメントラインについて、融資枠設定金額を従来より10億円拡大し、総額260億円として更新いたしました。

(4) 対処すべき課題

少子高齢化社会の進展、公的年金制度への不安、長引く低金利状態などを背景に政府の推進する「貯蓄から投資へ」の流れは加速しており、「資産運用サービス」に対するニーズはますます高まっております。一方で、規制緩和に伴う銀行等との競合、異業種からの証券市場参入や金融機関グループの再編等により、競争はさらに激化しています。

このような経営環境のなか、当社では本年4月、当社グループの今後の事業展開における指針となる新たな中期経営計画を策定しました。

本中期経営計画では、前回（平成18-19年度）の中期経営計画の基本理念を踏襲しつつ、この3年間で岡三証券グループの新たな成長に向けた取組みを推進する期間と位置付け、生命線である「商品」および「投資情報」提供力の飛躍的なレベルアップにより市場での存在感を高め、長期的に安定した成長を可能とする経営基盤の構築を主要なテーマとしています。特に、情報提供力においては、岡三証券株式会社における投資情報ロジスティクス（投資情報の創り方、見せ方、伝え方）の改革を推進し、「情報の岡三」の確立を目指してまいります。

当社グループといたしましては、この中期経営計画の達成こそが最重要課題であると認識し、グループ各社一丸となってその実現に向けて取り組んでまいり所存であります。

株主の皆さまには、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第67期 (16. 4. 1～ 17. 3. 31)	第68期 (17. 4. 1～ 18. 3. 31)	第69期 (18. 4. 1～ 19. 3. 31)	第70期 (19. 4. 1～ 20. 3. 31)
営 業 収 益	百万円 58,438	百万円 88,899	百万円 70,050	百万円 72,314
(うち受入手数料)	百万円 (37,942)	百万円 (52,686)	百万円 (47,892)	百万円 (47,497)
経 常 利 益	百万円 11,208	百万円 35,380	百万円 14,234	百万円 14,848
当 期 純 利 益	百万円 5,573	百万円 17,898	百万円 4,730	百万円 5,620
1株当たり当期純利益	円 銭 27 36	円 銭 89 07	円 銭 22 95	円 銭 27 32
総 資 産	百万円 529,602	百万円 693,073	百万円 683,088	百万円 573,509
純 資 産	百万円 76,222	百万円 110,659	百万円 130,106	百万円 122,019

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。
2. 第68期において、公募増資等により発行済株式数10,350,000株、純資産113億66百万円、それぞれ増加しております。
3. 第69期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
岡 三 証 券 株 式 会 社	百万円 5,000	% 100.00	金 融 商 品 取 引 業
岡三オンライン証券株式会社	4,000	88.00	金 融 商 品 取 引 業
丸 福 証 券 株 式 会 社	852	22.91	金 融 商 品 取 引 業
三 晃 証 券 株 式 会 社	300	21.19	金 融 商 品 取 引 業
六 二 証 券 株 式 会 社	102	30.10	金 融 商 品 取 引 業
大 石 証 券 株 式 会 社	130	5.00	金 融 商 品 取 引 業
岡 三 国 際 (亜 洲) 有 限 公 司	百万香港ドル 80	100.00	金 融 商 品 取 引 業
日 本 投 信 委 託 株 式 会 社	百万円 1,000	19.79	投 資 運 用 業
岡 三 投 資 顧 問 株 式 会 社	400	10.38	投 資 助 言 ・ 代 理 業 投 資 運 用 業
株 式 会 社 岡 三 経 済 研 究 所	30	85.00	情 報 サ ー ビ ス 業
岡 三 情 報 シ ス テ ム 株 式 会 社	470	100.00	情 報 処 理 サ ー ビ ス 業
岡 三 ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス 株 式 会 社	100	20.00	事 務 代 行 業 人 材 派 遣 業
岡 三 興 業 株 式 会 社	90	10.00	不 動 産 業 保 険 代 理 店 業

- (注) 1. 六二証券株式会社は、第69期まで持分法適用の関連会社としておりましたが、当社グループの事業再編に伴う見直しを行った結果、連結子会社に該当することとなりました。また、大石証券株式会社は、六二証券株式会社の子会社であるため、連結子会社に該当することとなりました。
2. 三京証券株式会社は、当社グループが所有する株式の全部を譲渡したため、子会社に該当しないこととなりました。
3. 岡三ベンチャーキャピタル株式会社は、平成20年3月27日付で清算終了しております。
4. 岡三証券株式会社と株式会社岡三経済研究所は、平成20年4月1日付で岡三証券株式会社を存続会社とする合併を行っております。
5. 日本投信委託株式会社と岡三投資顧問株式会社は、平成20年4月1日付で日本投信委託株式会社を存続会社とする合併を行っており、その商号を岡三アセットマネジメント株式会社に変更しております。

(7) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

当社グループは、当社、当社の子会社13社で構成され、主として金融商品取引業を中核とする営業活動を営んでおります。具体的な業務は、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱いなど証券ビジネスのほか、アセットマネジメント・ビジネス、その他関連ビジネスを行い、顧客に対して資金調達と運用の両面で幅広いサービスを提供しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っております。従って、当社グループの事業区分は「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しております。

(8) 主要な営業所等（平成20年3月31日現在）

当社本店 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

証券ビジネス拠点

岡三証券株式会社（東京都）

全国本支店59店舗、

ニューヨーク駐在員事務所、上海駐在員事務所

岡三オンライン証券株式会社（東京都）

丸福証券株式会社（新潟県）

三晃証券株式会社（東京都）

六二証券株式会社（三重県）

大石証券株式会社（岐阜県）

岡三国際（亞洲）有限公司（香港）

アセットマネジメント・ビジネス拠点

日本投信委託株式会社（東京都）

岡三投資顧問株式会社（東京都）

グループサポート・ビジネス拠点

株式会社岡三経済研究所（東京都）

岡三情報システム株式会社（東京都）

岡三ビジネスサービス株式会社（東京都）

岡三興業株式会社（東京都）

- (注) 1. 六二証券株式会社は、第69期まで持分法適用の関連会社としておりましたが、当社グループの事業再編に伴う見直しを行った結果、連結子会社に該当することとなりました。また、大石証券株式会社は、六二証券株式会社の子会社であるため、連結子会社に該当することとなりました。
2. 三京証券株式会社は、当社グループが所有する株式の全部を譲渡したため、子会社に該当しないこととなりました。
3. 岡三ベンチャーキャピタル株式会社は、平成20年3月27日付で清算終了しております。
4. 岡三証券株式会社と株式会社岡三経済研究所は、平成20年4月1日付で岡三証券株式会社を存続会社とする合併を行っております。
5. 日本投信委託株式会社と岡三投資顧問株式会社は、平成20年4月1日付で日本投信委託株式会社を存続会社とする合併を行っており、その商号を岡三アセットマネジメント株式会社に変更しております。

(9) 使用人の状況（平成20年3月31日現在）

従 業 員 数	前年度末比増減
3,069人	103人増

(10) 主要な借入先（平成20年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	百万円 15,277
株 式 会 社 り そ な 銀 行	13,008
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	9,000
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,000

(注)借入金残高は、短期借入金および長期借入金の合計金額であります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 750,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 208,214,969株
- (3) 当事業年度末の株主数 31,160名
- (4) 発行済株式の総数（自己株式を除く。）の10分の1以上の数の株式を有する株主
該当の株主はおりません。

なお、当社の上位10位の株主は次のとおりであります。

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	千株 9,800	% 4.71
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	9,726	4.67
農 林 中 央 金 庫	9,700	4.66
第 一 生 命 保 険 相 互 会 社	6,324	3.04
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	5,750	2.76
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	5,500	2.64
有 限 会 社 藤 精	5,266	2.53
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	4,925	2.37
株 式 会 社 り そ な 銀 行	4,865	2.34
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,848	2.33

(注)持株比率は、発行済株式総数に対する持株数の割合を記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

氏名	地位	担当	他の法人等の代表状況
加藤 精一	取締役会長 (代表取締役)		
加藤 哲夫	取締役社長 (代表取締役)		岡三証券株式会社 取締役会長(代表取締役)
新芝 宏之	専務取締役 (代表取締役)	企画部門担当	
野中 計彦	専務取締役 (代表取締役)	管理部門担当	岡三証券株式会社 専務取締役(代表取締役)
新堂 弘幸	常務取締役	人事企画部担当	
田中 健一	取締役		岡三証券株式会社 取締役社長(代表取締役)
金井 政則	取締役		岡三証券株式会社 専務取締役(代表取締役)
武宮 健二郎	取締役		岡三証券株式会社 専務取締役(代表取締役)
朔 浩一	常勤監査役		
南 浩典	常勤監査役		
丹 泰徳	監査役		
平良木 登規男	監査役		
浅野 幸弘	監査役		
佐賀 卓雄	監査役		

(注) 監査役 平良木 登規男、浅野幸弘および佐賀卓雄の3氏は、社外監査役であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	8名	346百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	50百万円 (15百万円)
計	14名	396百万円

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入れ41百万円（取締役37百万円、監査役3百万円（うち社外監査役1百万円））を含んでおります。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額7億20百万円であります。
（平成18年6月29日開催の第68期定時株主総会決議）
3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額72百万円であります。
（平成18年6月29日開催の第68期定時株主総会決議）
4. 上記のほか、平成19年6月28日開催の第69期定時株主総会の承認に基づき役員退職慰労金を支給しており、そのうち役員退職慰労引当金の不足額として費用処理した額は、下記のとおりであります。
- 退任取締役 1名 18百万円

(3) 社外役員に関する事項

- ① 社外監査役の兼任の状況
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 社外監査役の主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
平良木 登規男	当年度開催の取締役会11回のうち11回に、また、監査役会8回全てに出席し、法律分野における専門的見地から必要な発言を行っております。
浅野 幸 弘	当年度開催の取締役会11回のうち10回に、また、監査役会8回全てに出席し、証券および財務分野における専門的見地から必要な発言を行っております。
佐賀 卓 雄	当年度開催の取締役会11回のうち9回に、また、監査役会8回のうち7回に出席し、証券経営に関わる研究者としての専門的見地から必要な発言を行っております。

- ④ 責任限定契約の内容の概要
当社は、社外監査役3名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。
- ⑤ 子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(3) 重要な子会社の会計監査人

岡三国際（亜洲）有限公司の会計監査人はKPMGであります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、取締役会が、会計監査人による当社および子会社等に対する効率的かつ適正な監査が期待できないと認め、監査役会の同意を得た場合、または監査役会が、会計監査人の独立性および審査体制その他会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況に重大な欠陥があると判断し、取締役会に対して解任または不再任に関する議案を株主総会に提出することを請求した場合、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社およびグループ各社の内部監査を担当する内部監査担当部署が、法令および定款に違反または違反の疑義のある行為等を発見した場合には、内部監査担当取締役から取締役会に報告するとともに、その審議の結果に基づき、必要に応じて適切な対策を講じるよう勧告する。

内部監査担当部署は、当社およびグループ各社の内部監査に必要な手続き等について、規程を整備し、当該業務を明確にする。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、これまでも断固とした姿勢で臨んで来たが、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係遮断を徹底するために必要な社内体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書取扱規程に従い、文書（または電磁的媒体）の種類ごとに保存期間、保存担当部署を定めるとともに、取締役および監査役からの求めに応じて閲覧可能な状態にする。

原則として、取締役および監査役から閲覧の要請があった場合は、閲覧可能とする旨を規程上明確にする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程を制定し、同規程においてリスクカテゴリーごとに責任部署を定め、リスク管理体制を整備する。リスク管理担当取締役は、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するための適切な対策を講じるとともに、その結果を取締役に報告する。

内部監査担当部署は、グループ各社のリスク管理の状況を監査し、定期的を取締役に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画の方針の達成に向け、業務担当取締役は実施すべき効率的な方法を決定する。取締役会では、3ヵ月に1回以上、当社およびグループ各社の財務状況および経営成績の結果が報告され、その状況によっては目標達成に必要な改善策を促すほか、半期ごとに計画の見直しを行う。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ各社の経営管理に関する業務を担当する部署は、内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じてグループ各社への指導、支援を実施する。

また、グループ会社管理規程を制定し、グループ各社における一定事項について取締役会または執行役員会議の承認または報告を求めるものとする。

グループ全体会議、グループ経営戦略会議、グループ経営管理会議を開催し、グループ経営に関する方針の周知および重要事項に関する情報の共有化を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室を設置し、専属の使用人を1名以上配置し、監査業務の補助を行わせる。

監査役補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役と協議して行う。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社および当社グループ各社に重大な影響を及ぼす以下の事項について速やかに報告する体制を整備する。

① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

- ② 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - ③ その他コンプライアンス上重要な事項
- (8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席または会議録等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

また、各取締役および重要な使用人から個別ヒアリングの機会を最低年1回以上設けるとともに、取締役社長、監査法人との間でそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

一方、グループ監査役会を定期的に開催し、監査に関する情報交換、勉強会等を通じてグループ各社における監査レベルの向上を図る。

6. 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、上場企業である以上、本来、当社株券等の大規模買付行為は自由であり、誰が当社を支配するかは、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきもので、当社の経営方針とそれにより実現される企業価値をご理解いただいた上で、当社株主の皆さまに、適切に判断いただくべきものであると考えます。そのためには、当社株券等に対する大規模な買付行為が行われた場合には、その大規模買付行為の内容、大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営方針や事業計画の内容、お客さま、従業員等の当社および当社グループを取り巻く多くの利害関係者に対する影響、そして、大規模買付行為以外の代替案の有無等について、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、かつ提供された情報を十分に検討するための期間と機会が確保されることが必要だと考えます。

そのためには、大規模買付行為に際して、①大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後のみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるという「大規模買付ルール」を設けるとともに、当該ルールが有効に機能するために必要な方策を整え、明らかに当社の企業価値および当社株主の皆さまの共同の利益を害するような濫用的買収に対して、会社として対抗策をとることができなければならないと考えております。

(2) 基本方針実現のための取組み

当社は、上記基本方針実現のための取組みとして、平成19年4月27日開催の取締役会において、次に掲げる内容の「大規模買付行為への対応方針」の導入を決議しております。

- ① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合は、以下の「大規模買付ルール」に従わなければならないこと。

- (ア) 大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならないこと。
 - (イ) 必要な情報提供を受けた後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として、60日間または90日間が与えられること。
 - (ウ) 大規模買付行為は、評価期間経過後にのみ開始されるべきこと。
 - ② 大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対しては、新株予約権の無償割当を内容とする対抗策をとりうること。
 - ③ 大規模買付行為が遵守されても、大規模買付者による会社の支配が会社に回復しがたい損害をもたらすとき等には、当社は新株予約権の無償割当を内容とする対抗策をとりうること。
 - ④ 対抗策の発動については、当社取締役会は原則として、社外有識者3名（当初は社外監査役2名を含みます。）からなる独立委員会の勧告に原則として従うこと。
- (3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由
- ① 当該取組みが基本方針に沿うものであること
 - (ア) 大規模買付ルールが遵守される限り、原則として対抗策はとらないこととなっており、誰が会社を支配するかは当社株主の皆さまにおいて決める仕組みとなっております。
 - (イ) 大規模買付者に十分な情報の提供を求めるとともに、情報の提供をしない大規模買付者には対抗策を発動することを警告することによって、情報提供のインセンティブを与えております。
 - (ウ) 濫用的買収に対しては、会社は対抗策をとりうる制度設計となっております。
 - ② 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと
対抗策をとりうるのは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないか、会社に回復しがたい損害をもたらすなどの濫用的買収の場合に限定されており、対抗策は基本的には情報提供のインセンティブを与えるものであります。
 - ③ 当該取組みが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと
対抗策をとりうる場合が厳しく限定されており、しかも、当社取締役会は独立委員会の勧告に原則として従わなければならないため、当社取締役会の恣意的判断が排除される仕組みとなっております。

7. 株式会社の状況に関する重要な事項

当社と岡三情報システム株式会社との間で行ったソフトウェアの譲渡取引に関する平成17年に受けた法人税の更正および加算税の賦課決定処分につき、平成19年10月2日に東京地方裁判所に対して法人税の更正および加算税の賦課決定処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

(注)本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	515,154	流 動 負 債	422,116
現金・預金	36,277	トレーディング商品	159,426
預託金	17,933	商品有価証券等	159,416
顧客分別金信託	17,710	デリバティブ取引	9
その他の預託金	223	約定見返勘定	4,163
トレーディング商品	196,543	信用取引負債	20,556
商品有価証券等	196,533	信用取引借入金	11,957
デリバティブ取引	9	信用取引貸証券受入金	8,598
信用取引資産	53,671	有価証券担保借入金	82,049
信用取引貸付金	47,480	有価証券貸借取引受入金	76,950
信用取引借証券担保金	6,190	現先取引借入金	5,098
有価証券担保貸付金	199,830	預り金	12,810
借入有価証券担保金	199,730	受入保証金	11,686
現先取引貸付金	99	短期借入金	123,105
立替金	295	未払法人税等	2,817
短期差入保証金	3,842	繰延税金負債	67
短期貸付金	127	賞与引当金	1,639
未収収益	2,797	その他の流動負債	3,795
有価証券	1,172	固 定 負 債	27,935
繰延税金資産	1,232	長期借入金	14,145
その他の流動資産	1,479	再評価に係る繰延税金負債	1,879
貸倒引当金	△ 50	繰延税金負債	2,480
固 定 資 産	58,355	退職給付引当金	5,179
有形固定資産	15,456	役員退職慰労引当金	1,144
建物	3,945	その他の固定負債	3,107
器具・備品	1,150	特 別 法 上 の 準 備 金	1,437
土地	10,360	証券取引責任準備金	1,437
建設仮勘定	1	金融先物取引責任準備金	0
無形固定資産	7,217	負 債 合 計	451,489
ソフトウェアその他	7,217	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	35,681	株 主 資 本	98,156
投資有価証券	27,112	資本金	18,589
長期差入保証金	3,462	資本剰余金	12,944
長期貸付金	49	利益剰余金	68,478
繰延税金資産	3,383	自己株	△ 1,855
その他の他	3,598	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,141
貸倒引当金	△ 1,925	その他の有価証券評価差額金	4,220
資 産 合 計	573,509	土地再評価差額金	197
		為替換算調整勘定	△ 276
		少 数 株 主 持 分	19,720
		純 資 産 合 計	122,019
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	573,509

連結損益計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益 受入手数料 トレーディング 金の融収 その他の営業 金の融費	47,497 19,957 3,459 1,400	72,314 2,675
営業費用 販売費 取人 人事 減租 貸倒 引当金の繰入	10,627 30,638 6,182 4,680 1,735 657 279 2,905	69,638 57,709
営業利益 営業外 受取配当 負債のれ 持分の法による 営業外 支払の	642 2,165 1 567 186 270	11,929 3,376 456
経常利益 特別 固定資産 投資関係 貸倒引当 特別 固定資産 投資関係 投資 証券 金融	14,848 14 151 605 6 73 17 517 11 1 248 0	14,848 778 870
税金等調整前当期純利益		14,757
法人税、住民税及び事業税 法人税 法人数 当	5,619 2,188 1,329	5,619 2,188 1,329
当期純利益		5,620

連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	18,589	12,808	66,599	△ 872	97,125
連結会計年度中の変動額					
連結からの除外に伴う減少		△ 2			△ 2
連結子会社に対する持分の 変動による資本剰余金の増加		6			6
新規連結に伴う減少			△ 705		△ 705
土地再評価差額金取崩額			△ 0		△ 0
剰 余 金 の 配 当			△ 3,035		△ 3,035
当 期 純 利 益			5,620		5,620
自 己 株 式 の 取 得				△ 5,797	△ 5,797
自 己 株 式 の 処 分		130		4,850	4,981
連結子会社に対する持分比率 変動による自己株式の増加				△ 36	△ 36
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	135	1,879	△ 983	1,031
平成20年3月31日残高	18,589	12,944	68,478	△ 1,855	98,156

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成19年3月31日残高	10,317	153	164	10,634	22,345	130,106
連結会計年度中の変動額						
連結からの除外に伴う減少						△ 2
連結子会社に対する持分の 変動による資本剰余金の増加						6
新規連結に伴う減少						△ 705
土地再評価差額金取崩額						△ 0
剰 余 金 の 配 当						△ 3,035
当 期 純 利 益						5,620
自 己 株 式 の 取 得						△ 5,797
自 己 株 式 の 処 分						4,981
連結子会社に対する持分比率 変動による自己株式の増加						△ 36
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 6,096	43	△ 440	△ 6,493	△ 2,624	△ 9,118
連結会計年度中の変動額合計	△ 6,096	43	△ 440	△ 6,493	△ 2,624	△ 8,086
平成20年3月31日残高	4,220	197	△ 276	4,141	19,720	122,019

連結注記表

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」（平成18年財務省令第13号）の規定のほか、当企業集団の主たる事業である金融商品取引業を営む会社に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業經理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会理事会決議）に準拠して作成しております。

なお、記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 14社

連結子会社名

岡三証券株式会社・岡三オンライン証券株式会社・丸福証券株式会社・三晃証券株式会社・六二証券株式会社・大石証券株式会社・岡三国際（亜洲）有限公司・日本投信委託株式会社・岡三投資顧問株式会社・岡三ベンチャーキャピタル株式会社・株式会社岡三経済研究所・岡三情報システム株式会社・岡三ビジネスサービス株式会社・岡三興業株式会社

(注) ① 六二証券株式会社は前連結会計年度まで持分法適用の関連会社としておりましたが、当社グループの事業再編に伴う連結範囲の見直しを行った結果、当連結会計年度より連結範囲に含めております。なお、大石証券株式会社は、六二証券株式会社が発行済み株式の95%を所有する同社の子会社であり、六二証券株式会社を連結子会社としたことに伴い、連結の範囲に含めております。

② 三京証券株式会社は、前連結会計年度まで連結子会社でありましたが、当社グループ所有株式の全部を譲渡したことにより、当連結会計年度は連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数

該当事項はありません。

前連結会計年度まで非連結子会社でありました岡三（上海）投資顧問有限公司・OVC-1号投資事業有限責任組合・OFCO3号投資事業組合の3社は、当連結会計年度に解散し、清算を結了しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない関連会社（上海岡三華大計算機系統有限公司）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、決算日が12月31日である岡三ベンチャーキャピタル株式会社を除き、いずれも3月31日であります。

なお、岡三ベンチャーキャピタル株式会社については、12月31日決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結決算上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品

① 商品有価証券等（売買目的有価証券）

時価法（売却原価は主として総平均法により算定）を採用しております。

② デリバティブ取引

時価法を採用しております。

(2) トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定）を採用しております。

② 時価のないもの

主として総平均法による原価法ないし償却原価法（定額法）を採用しております。

デリバティブ取引

時価法を採用しております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～47年

器具・備品 3～20年

（会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した連結会計年度の翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、個別の債権について回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員の賞与支給に備えるため、各社所定の計算方法による支給見積額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

国内連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

当社及び国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、各社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 証券取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法の規定に基づき計上しております。

ただし、当連結会計年度においては金融商品取引法附則（平成18年法律第65号）第40条の規定により、旧証券取引法第51条第1項の規定に基づく旧「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

② 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

当社及び一部の連結子会社は、原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ

ヘッジ対象 … 借入金

ハ. ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は、一部の借入金の金利変動リスクをヘッジするため金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップのため、有効性の評価を省略しております。

- ④ 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
- ⑤ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。負ののれんについては、取得の実態に基づいた適切な期間で償却しております。ただし、金額が僅少な場合には、一括償却しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

預 金	6,205百万円
商品有価証券等	15,891百万円
有形固定資産	9,531百万円
投資有価証券	16,509百万円
合 計	48,138百万円

(注) 上記のほか、商品有価証券等を即時決済取引等の担保として68,231百万円、借入有価証券の担保として3,542百万円差入れております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	31,052百万円
信用取引借入金	1,102百万円
長期借入金	3,955百万円
合 計	36,110百万円

2. 担保等として差入れた有価証券の時価額（上記1を除く）

(1) 信用取引貸証券	8,226百万円
(2) 信用取引借入金の本担保証券	11,641百万円
(3) 消費貸借契約により貸付けた有価証券	77,276百万円
(4) 現先取引で売却した有価証券	5,099百万円
(5) 差入証拠金代用有価証券	1,337百万円

(顧客の直接預託に係るものを除く)

(6) その他担保として差入れをした有価証券	36,338百万円
------------------------	-----------

3. 担保等として差入れを受けた有価証券の時価額

(1) 信用取引貸付金の本担保証券	38,058百万円
(2) 信用取引借証券	5,816百万円
(3) 消費貸借契約により借入れた有価証券	204,532百万円
(4) 現先取引で買入れた有価証券	99百万円
(5) 受入保証金代用有価証券	52,856百万円

(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)

(6) その他担保として差入れを受けた有価証券で、自由処分権の付されたもの	2,143百万円
---------------------------------------	----------

4. 有形固定資産の減価償却累計額	9,926百万円
-------------------	----------

5. 保証債務

被 保 証 者	保証債務残高	被保証債務の内容
従業員 31名	224百万円	金融機関よりの住宅借入金

6. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項
 証券取引責任準備金 … 旧証券取引法第51条第1項
 金融先物取引責任準備金 … 旧金融先物取引法第81条第1項

7. 土地の再評価

一部の連結子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

- 再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号、第3号及び第5号に定める方法により算出しております。
- 再評価を行った年月日…平成14年3月31日

8. 劣後特約付借入金

長期借入金のうち8,050百万円及び1年内返済予定の長期借入金のうち2,450百万円（連結貸借対照表上は短期借入金を含めて表示）は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）第176条に定める劣後特約付借入金であります。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 208,214,969株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（平成19年6月28日開催の定時株主総会において決議されたものであります。）

- | | |
|------------|------------|
| ① 株式の種類 | 普通株式 |
| ② 配当金の総額 | 3,111百万円 |
| ③ 1株当たり配当額 | 15円 |
| ④ 基準日 | 平成19年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 平成19年6月29日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（平成20年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。）

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 3,110百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 15円 |
| ③ 基準日 | 平成20年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 平成20年6月30日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 500円15銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 27円32銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月8日

岡三ホールディングス株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮野定夫 [Ⓔ]
指定社員 業務執行社員	公認会計士	助川正文 [Ⓔ]
指定社員 業務執行社員	公認会計士	金本光博 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岡三ホールディングス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三ホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	19,036	流 動 負 債	6,840
現金及び預金	5,994	短期借入金	5,420
短期貸付金	10,200	未払金	107
前払金	3	未払法人税等	1,156
前払費用	73	繰延税金負債	64
未収入金	2,399	賞与引当金	6
未収収益	367	その他の流動負債	86
貸倒引当金	△ 0	固 定 負 債	7,228
固 定 資 産	70,607	長期借入金	3,580
有形固定資産	2,946	長期受入保証金	587
建物	1,384	繰延税金負債	2,286
器具・備品	15	役員退職慰労引当金	772
土地	1,544	その他の固定負債	2
建設仮勘定	1	負 債 合 計	14,069
無形固定資産	228	(純 資 産 の 部)	
借地権	5	株 主 資 本	71,428
ソフトウェア	196	資 本 金	18,589
その他	26	資 本 剩 余 金	12,885
投資その他の資産	67,431	資 本 準 備 金	12,766
投資有価証券	21,377	その他資本剰余金	118
関係会社株式	45,123	利 益 剩 余 金	40,545
長期差入保証金	478	利 益 準 備 金	3,224
長期前払費用	15	その他利益剰余金	37,321
その他	919	別 途 積 立 金	33,000
貸倒引当金	△ 484	繰越利益剰余金	4,321
		自 己 株 式	△ 592
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,145
		その他有価証券評価差額金	4,145
資 産 合 計	89,644	純 資 産 合 計	75,574
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	89,644

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		6,435
商 標 使 用 料 収 入	2,387	
不 動 産 賃 貸 料 収 入	895	
資 産 利 用 料 収 入	237	
そ の 他 の 売 上 高	133	
金 融 収 益	2,781	
営 業 費 用		2,249
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,050	
取 引 関 係 費	44	
人 事 費	568	
不 動 産 関 係 費	786	
事 務 費	197	
減 価 償 却 費	295	
租 税 公 課	112	
そ の 他 用 金 融 費	45	
	199	
営 業 利 益		4,186
営 業 外 収 益		616
受 取 配 当 金 他	417	
そ の 他	198	
営 業 外 費 用		104
経 常 利 益		4,698
特 別 利 益		173
固 定 資 産 売 却 益	13	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	154	
貸 倒 引 当 金 戻 入	6	
特 別 損 失		541
固 定 資 産 除 却 損	15	
固 定 資 産 売 却 損	2	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	6	
投 資 有 価 証 券 評 価 減	497	
関 係 会 社 清 算 損 失	19	
投 資 そ の 他 の 資 産 そ の 他 評 価 減	0	
税 引 前 当 期 純 利 益		4,330
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		510
法 人 税 等 調 整 額		974
当 期 純 利 益		2,845

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
平成19年3月31日残高	18,589	12,766	—	12,766	3,224	33,000	4,587	40,811
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△3,111	△3,111
当期純利益							2,845	2,845
自己株式の取得								
自己株式の処分			118	118				
株主資本以外の項目の 事業年度中変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	118	118	—	—	△ 265	△ 265
平成20年3月31日残高	18,589	12,766	118	12,885	3,224	33,000	4,321	40,545

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
平成19年3月31日残高	△ 492	71,676	10,022	81,698
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△ 3,111		△ 3,111
当期純利益		2,845		2,845
自己株式の取得	△4,923	△ 4,923		△ 4,923
自己株式の処分	4,823	4,942		4,942
株主資本以外の項目の 事業年度中変動額(純額)			△ 5,876	△ 5,876
事業年度中の変動額合計	△ 99	△ 247	△ 5,876	△ 6,123
平成20年3月31日残高	△ 592	71,428	4,145	75,574

個別注記表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき作成しております。

なお、記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

② 時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	3～47年
器具・備品	3～8年

（会計方針の変更）

法人税法改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した事業年度の翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見積額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ

ヘッジ対象 … 借入金

③ ヘッジ方針

一部の借入金の金利変動リスクをヘッジするため金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップのため、有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

預 金	1,860百万円
投資有価証券	12,341百万円
合 計	14,201百万円

(注) 上記のほか、関係会社の借入金の担保として、投資有価証券1,181百万円を金融機関に差入れております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	5,420百万円
長期借入金	3,580百万円
合 計	9,000百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3,325百万円

3. 保証債務

被 保 証 者	保 証 債 務 残 高	被保証債務の内容
岡 三 興 業 株 式 会 社	5,323百万円	金融機関借入金等
岡三国際（亜洲）有限公司	13百万円	金融機関借入金
合 計	5,336百万円	

4. 関係会社に対する債権及び債務

(1) 債 権

(単位：百万円)

区 分 科 目 名	短 期 債 権					長期債権
	短期貸付金	前払費用	未収入金	未収収益	合 計	長期差入 保 証 金
関係会社名						
岡 三 証 券 株 式 会 社	5,200	—	2,331	144	7,675	—
岡三情報システム株式会社	5,000	—	64	19	5,083	—
岡 三 興 業 株 式 会 社	—	2	—	0	2	317
合 計	10,200	2	2,396	164	12,762	317

(2) 債 務

(単位：百万円)

区 分 科 目 名	短 期 債 務	長 期 債 務
	その他の流動負債	長期受入保証金
関係会社名		
岡 三 証 券 株 式 会 社	25	502
岡三情報システム株式会社	22	60
岡三ビジネスサービス株式会社	2	6
岡 三 興 業 株 式 会 社	—	0
合 計	51	569

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業取引

関係会社からの営業収益

6,366百万円

関係会社への営業費用

295百万円

営業取引以外の取引

関係会社との営業取引以外の取引高

1,156百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式

861,750株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価減	341百万円
役員退職慰労引当金	312百万円
投資その他の資産その他の評価減	175百万円
減価償却費損金算入限度超過額	161百万円
減損損失	157百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	118百万円
その他	18百万円
繰延税金資産小計	1,286百万円
評価性引当額	△ 885百万円
繰延税金資産合計	400百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 2,669百万円
その他	△ 82百万円
繰延税金負債合計	△ 2,751百万円
繰延税金資産（負債（△））の純額	△ 2,351百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社との取引

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	岡三証券株式会社	所有 直接100%	融資 商標権の使用	資金の貸付(注1)	22,400	短期貸付金	5,200
				利息の受取(注1)	114	未収収益	1
				商標使用料の 受取(注2)	2,387	未収収益	142
子会社	岡三オンライン証券 株 式 会 社	所有 直接 87% 間接 12%	株式取得	第三者割当増資 の引受(注3)	2,000	関係会社株式	4,250
子会社	岡三情報システム 株 式 会 社	所有 直接100%	融資	資金の貸付(注1) 利息の受取(注1)	9,500 68	短期貸付金 未収収益	5,000 19
子会社	岡三興業株式会社	所有 直接 10% 間接 9%	借入金等の 保証 担保資産の 提供	保証債務(注4)	5,323	—	—
				担保提供(注5)	492	—	—
				担保提供料の 受取(注5)	1	未収収益	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利をもとに利率を決定しており、担保は受け入れておりません。
- (注2) 岡三証券株式会社からの商標使用料は、同社の営業収益の4%であります。なお、消費税等を含んでおりません。
- (注3) 当社が、岡三オンライン証券株式会社に行った第三者割当を1株につき50,000円で引き受けたものであります。
- (注4) 各子会社に対する保証債務については、金融機関からの借入金等に対して保証したものであります。
- (注5) 取引金額には担保に対応する債務（金融機関借入金）の期末残高を記載しており、担保提供料については通常行われている有価証券の貸借料を参考にして、交渉の上条件を決定しております。

役員及び個人主要株主等との取引

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
(注1)	三 東 株 式 会 社	所有 直接 —% 被所有 直接 0%	有価証券の 譲受	関係会社株式 の譲受(注2)	1,333	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 「役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社」であります。
- (注2) 取引金額は、独立した第三者が算定した価格を基に決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	364円47銭
2. 1株当たり当期純利益	13円72銭

[連結配当規制適用会社]

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月8日

岡三ホールディングス株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 宮野定夫[Ⓔ]

指定社員 業務執行社員 公認会計士 助川正文[Ⓔ]

指定社員 業務執行社員 公認会計士 金本光博[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡三ホールディングス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って改善・整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月14日

岡三ホールディングス株式会社	監査役会
常勤監査役 朔	浩 一 ㊟
常勤監査役 南	浩 典 ㊟
監査役 丹	泰 徳 ㊟
社外監査役 平良木	登規男 ㊟
社外監査役 浅野	幸 弘 ㊟
社外監査役 佐賀	卓 雄 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定的な配当の維持・継続を勘案しつつ、業績の進展に応じた配分を基本方針としております。当期の期末配当金につきましては、経営環境が依然として厳しい状況ではありますが、株主の皆さまのご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は3,110,298,285円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、平成15年10月1日より持株会社体制に移行し、岡三証券株式会社を中核とする岡三証券グループの持株会社としてグループ経営に努めてまいりましたが、今般のグループ事業再編を機に、グループ経営機能を担う当社の役割をいっそう明確にするため、現行定款第1条（商号）を変更し、当社の商号を「株式会社岡三証券グループ」に改めるものであります。

なお、本決議に基づく定款一部変更の効力は、平成20年10月1日をもって、発生することといたしたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第1条（商号） 当社は、 <u>岡三ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>OKASAN HOLDINGS, INC.</u> と表示する。	第1条（商号） 当社は、 <u>株式会社岡三証券グループ</u> と称し、英文では、 <u>OKASAN SECURITIES GROUP INC.</u> と表示する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役 加藤精一、加藤哲夫、新芝宏之、新堂弘幸、金井政則および武宮健二郎の6氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式数
①	加藤 精 一 (昭和4年1月9日生)	昭和29年4月 当社入社 昭和29年11月 取締役就任 昭和31年11月 常務取締役就任 昭和33年11月 専務取締役就任 昭和36年6月 取締役社長就任 平成9年6月 取締役会長就任 現在に至る	350,818株
②	加藤 哲 夫 (昭和23年2月1日生)	昭和45年5月 株式会社三菱銀行入行 昭和61年6月 当社入社 昭和61年12月 取締役就任 平成元年6月 常務取締役就任 平成3年6月 専務取締役就任 平成7年6月 取締役副社長就任 平成9年6月 取締役社長就任 現在に至る (他の法人等の代表状況) 岡三証券株式会社 取締役会長	315,414株
③	新芝 宏 之 (昭和33年3月2日生)	昭和56年4月 当社入社 平成13年6月 取締役就任 平成15年9月 取締役退任 平成15年10月 岡三証券株式会社 常務取締役就任 平成16年6月 当社 常務取締役就任 平成18年6月 専務取締役就任 企画部門担当 現在に至る	12,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所 有 する 当社株式数
④	新 堂 弘 幸 (昭和33年2月11日生)	昭和56年4月 当社入社 平成15年6月 取締役就任 平成15年9月 取締役退任 平成15年10月 岡三証券株式会社 取締役就任 平成18年6月 当社 取締役就任 人事企画部担当 平成19年6月 常務取締役就任 人事企画部担当 現在に至る	11,000株
⑤	金 井 政 則 (昭和29年5月24日生)	昭和52年4月 当社入社 平成6年6月 取締役就任 平成10年6月 常務取締役就任 平成15年10月 取締役就任 現在に至る (他の法人等の代表状況) 岡三証券株式会社 専務取締役	15,000株
⑥	武 宮 健 二 郎 (昭和26年10月20日生)	昭和51年4月 当社入社 平成8年6月 取締役就任 平成13年6月 常務取締役就任 平成15年6月 日本投信委託株式会社 取締役社長就任 平成18年6月 当社 取締役就任 現在に至る (他の法人等の代表状況) 岡三証券株式会社 専務取締役	18,000株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 丹 泰徳氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所 有 する 当 社 株 式 数
伊 藤 雅 博 (昭和20年2月8日生)	昭和44年4月 当社入社 平成8年6月 取締役就任 平成15年6月 岡三投資顧問株式会社 取締役社長就任 平成20年3月 同社 取締役社長退任 平成20年4月 岡三アセットマネジメント株式会社 理事就任 現在に至る	15,000株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 退任監査役に退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任いたします丹 泰徳氏に対し、在任中の
労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職
慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その金額、時期、方法などにつきましては、
監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
丹 泰 徳	平成13年6月 常勤監査役就任 平成16年6月 監査役就任 平成17年6月 常勤監査役就任 平成18年6月 監査役就任 現在に至る

以 上

第70期定時株主総会 会場ご案内図

東京都江東区平野三丁目2番12号
岡三木場ビル 4階 会議室

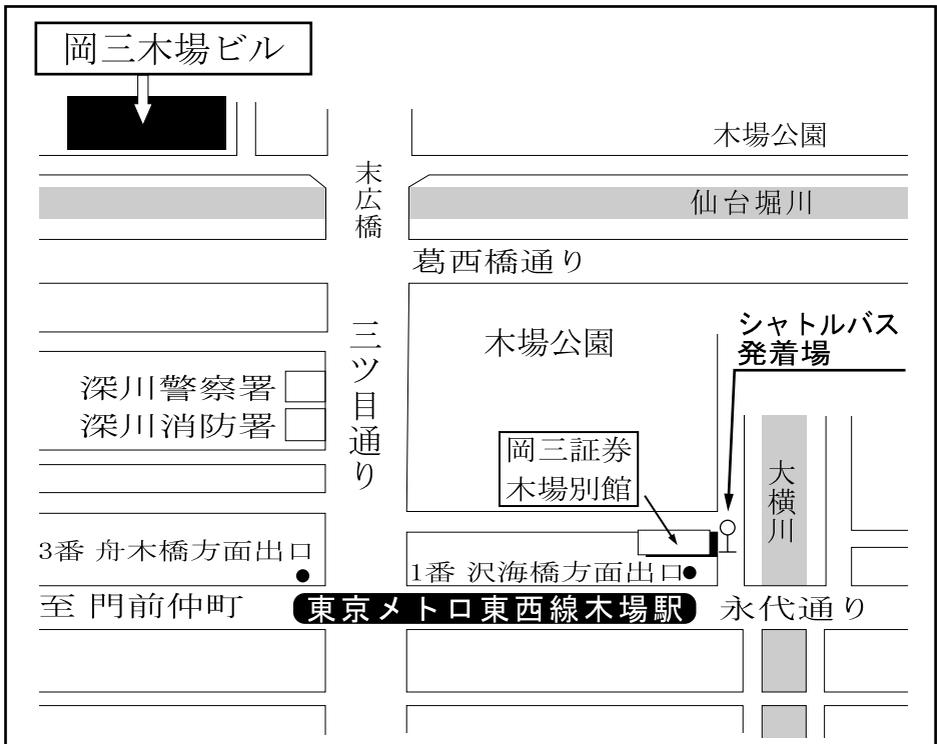
[徒歩の場合]

東京メトロ東西線
「木場駅」3番 舟木橋方面出口から約13分

※当日は木場駅から会場までシャトルバスを運行いたします。

[シャトルバスをご利用の場合]

東京メトロ東西線
「木場駅」1番 沢海橋方面出口徒歩1分
岡三証券木場別館から8時30分より10時まで15分間隔で発車いたします。



○会場には駐車場の用意がございませんのでご了承ください。